

令和 7 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

4 月 会 議

令和7年第1回森町議会4月会議会議録（第1日目）

令和7年4月30日（水）

開議 午前10時00分

休会 午前10時26分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
令和7年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 6 議案第 1号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 令和7年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 8 議案第 3号 財産の取得について
【森町地域公共交通運行用車両 1台】
- 9 議案第 4号 財産の取得について
【スクールバス 1台】
- 10 議案第 5号 財産の取得について
【食器食缶洗浄機 1台】

○出席議員（13名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	山 下 英 一 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書 記 長	石 岡 丈 宜 君
砂原支所長兼 地域振興課長	柴 田 正 哲 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
企画振興課長	岩 井 一 桐 君
企画振興課参事	池 田 恵 太 君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	川 村 勝 幸 君
商工労働観光課長	白 石 秀 之 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
学校教育課長	坂 田 明 仁 君
学校教育課参事	藤 嶋 希 君
学校教育課参事	萩 森 敦 史 君
給食センター長	敦 賀 靖 之 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	関 孝 憲 君
議事係長兼 庶 務 係 長	長 谷 川 拓 哉 君
庶 務 係	木 村 友 理 香 君
総 務 係	近 江 篤 市 君
総 務 係	山 内 梨 沙 君
財 政 係	三 澤 拓 海 君
行革D X推進係	佐 藤 晴 君
人 事 厚生係	三 春 こ の み 君
人 事 厚生係	山 崎 友 也 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する
条例の一部を改正する条例制定
- 2 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 1 号）
- 3 議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2 号 令和 7 年度森町一般会計補正予算（第 2 号）
- 5 議案第 3 号 財産の取得について
【森町地域公共交通運行用車両 1 台】
- 6 議案第 4 号 財産の取得について
【スクールバス 1 台】
- 7 議案第 5 号 財産の取得について
【食器食缶洗浄機 1 台】

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和7年第1回森町議会4月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、4月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願いがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、野口周治君、議席7番、斉藤優香君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

また、先般委員会条例第7条及び第8条の規定により各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告いたします。総務経済常任委員会委員長に東隆一君、副委員長に河野淳君、民生文教常任委員会委員長に高橋邦雄君、副委員長に千葉圭一君、広報広聴常任委員会委員長に斉藤優香君、副委員長に高橋邦雄君、議会運営委員会委員長に山田誠君、副委員長に千葉圭一君、以上となります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（木村俊広君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制

定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（東 克宏君） それでは、承認第1号 専決処分した事件の承認についてをご説明いたします。

本件は、半島振興法に規定する地方税の不均一課税に伴う措置を定める総務省令が令和7年3月31日に改正されたことにより、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものです。

内容の説明については、提出した資料によりご説明いたします。資料ナンバー1をご参照ください。改正理由ですが、本件は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されたことに伴いまして、当町の半島振興実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正し、本条例が失効する期限、令和7年3月31日から2年間延長し、期限を令和9年3月31日と改めようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、資料の新旧対照表によりご説明いたします。資料2ページを御覧ください。なお、改正箇所は下線でお示ししております。条例第3条の不均一課税の要件中、適用期限並びに下段の附則の失効期限をそれぞれ令和9年3月31日と改めるものでございます。

議案の条例に戻っていただきまして、下段の附則は、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、承認第1号の専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第4、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（木村俊広君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について、令和

7 年度森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第 2 号についてご説明申し上げます。

本件は、令和 7 年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページを御覧ください。本件につきましては、令和 7 年度森町一般会計補正予算の第 1 回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出それぞれ143億4,317万7,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款 6 農林水産業費の1,200万円は、濁川地区澄川用水路管理用道路ののり面崩落箇所を緊急復旧するため、修繕料を補正したものです。

また、4 ページの歳入では、所要財源として濁川水利組合からの負担金と繰越金を計上したものです。資料ナンバー 2 を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから承認第 2 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 5、承認第 2 号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第 6 議案第 1 号

○議長（木村俊広君） 日程第 6、議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（東 克宏君） それでは、議案第 1 号 森町税条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、提出しております資料ナンバー 3 をご参照ください。提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、資料の 2 ページ、新旧対照表によりご説明いたします。なお、改正箇所は下線でお示ししております。資料 2 ページ上段、条例第 18 条、公示送達に関する規定の改正は、公示送達をインターネットを用いる方法の定義を示した省令の改正に伴う規定の整備となります。

同ページ中段、第 18 条の 3 の改正は、第 18 条の改正に伴って字句を改めるものでございます。

同ページ下段から 3 ページ上段の第 34 条の 2、所得控除の改正は、地方税法の改正により住民税の所得控除の計算に新たに特定親族特別控除額を追加する改正となります。

次に、同ページの第 36 条の 2、4 ページ中段の第 36 条の 3 の 2、4 ページ下段から 5 ページ下段までの第 36 条の 3 の 3 の改正は、特定親族特別控除の創設により個人住民税に係る給与所得者や公的年金受給者の扶養親族等申告書など規定の整備を行うものでございます。

5 ページ下段、第 40 条の改正は、個人の町民税の納期のうち第 4 期の納期を月末までに改める改正でございます。

次に、6 ページ中段の第 82 条の改正は、軽自動車税種別割の区分の見直しに係る税率区分の改正となります。

7 ページ中段の第 89 条の改正は、軽自動車税種別割の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備となります。

7 ページ下段から 9 ページ上段までの第 90 条の改正は、マイナ免許証の運用開始に伴う軽自動車税の減免申請時の免許証の提示義務の規定の整備を行うものでございます。

9 ページ中段、附則第 10 条の 3 の規定の改正は、地方税法の改正に伴い、特定マンションに関する固定資産税の減額の規定の整備を行うものでございます。

9 ページ下段から 11 ページまでの附則第 16 条の 2 の 2 の改正は、加熱式たばこに係るたばこ税について、地方税法の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

以上が資料による説明となります。

続きまして、議案の条例に戻っていただきまして、最終ページから 2 枚戻っていただきまして中段の附則の施行期日ですが、附則第 1 条による施行期日は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用するものでございます。ただし、第 1 号、第 2 号、第 3 号の規定は、記載の改正規定の施行期日を適用するものでございます。

また、附則第 2 条から第 6 条までの規定は、各税に関する経過措置を定めたものでございます。

以上が改正内容となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。
これから議案第1号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。
日程第6、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第7、議案第2号 令和7年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、令和7年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,926万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ143億7,243万9,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお開き願います。款19繰入金の2,486万2,000円は、プレミアム商品券の追加発行分に係る費用に充当しようとするものです。

款20繰越金の440万円は、補正財源として計上するものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款6農林水産業費の440万円は、ホタテ水揚げ量及び付着物発生量の増加に伴い排水のくみ取り手数料に予算不足が見込まれるため、増額補正しようとするものです。

款7商工費の地域経済対策事業補助金は、プレミアム商品券を申込者全員が購入していただくため補助金を増額しようとするものであります。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第8、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（岩井一桐君） それでは、議案第3号についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものであります。

1点目の取得財産及び数量は、森町地域公共交通運行用車両1台でございます。

2点目の取得の方法は、随意契約によるものでございます。

3点目の取得の金額は、1,185万6,920円でございます。

4点目の取得の相手方は、函館市昭和3丁目32番26号、函館三菱ふそう自動車販売株式会社代表取締役、佐々木眞でございます。

資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。

○7番（斉藤優香君） 質問させていただきます。

この公共交通のバスは、火曜日と金曜日の1日2往復走られると思うのですけれども、そのほかの使用用途というのは何か考えられているのかなというのと、あと保守点検はどちらがやるのかというところを分かれば教えていただきたいのと、あと次もスクールバスもあるのですけれども、同じ29人乗りであれば、それで値段が違うのであれば車両の違いを、購入される車両の写真なり、予算のときにはこういうのを買いますみたいな概要が載っていたのですけれども、そういう資料をもし提出していただければいいなと思うのですけれども、何が違って違いがあるのかというのをちょっと教えていただければと思います。

○議長（木村俊広君） 斉藤議員、これは財産の取得であって、その使途の内容についての今議論をする場面ではないので、若干答えれる部分あれば答えてもらいますけれども、基本的にはそういう質疑の方法はないということで認識してもらえればありがたいと思います。

○企画振興課長（岩井一桐君） お答えいたします。

今議長のほうからもありましたけれども、3点目について関連すると思いますので、ご説明いたします。29人乗り、教育委員会と同数のバスでございますけれども、こちらの地

域公共交通につきましては、やはり高齢の方なども乗ることを想定しておりますので、降車ボタンですとか降車の補助のステップ、あと乗り降り口の手すりなどを追加している結果、このような金額の差異が生じたところであります。

また、資料の在り方については今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（河野文彦君） すみません。字が小さくてあれなのだけれども、見積金額が1,078万1,720円ですよね。議案書のほうの消費税額がぴったり10%になっていないのですけれども、これは何か理由があつてのことなのですか。

○企画振興課長（岩井一桐君） お答えいたします。

見積額の中に非課税のものがございまして、検査登録費用5,000円とリサイクル預託金2万4,720円が非課税となっておりますので、その分が差異が生じているところであります。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、議案第4号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（坂田明仁君） 議案第4号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量は、スクールバス1台でございます。

2、取得の方法は、随意契約でございます。

3、取得の金額は、991万4,883円でございます。

4、取得の相手方は、函館市昭和3丁目32番26号、函館三菱ふそう自動車販売株式会社代表取締役、佐々木眞でございます。

資料ナンバー 6 を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第 9、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 5 号

○議長（木村俊広君） 日程第10、議案第 5 号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○給食センター長（敦賀靖之君） 議案第 5 号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1、取得財産及び数量は、食器食缶洗浄機 1 台でございます。

2、取得の方法は随意契約。

3、取得の金額は、2,277万円でございます。

4、取得の相手方は、札幌市豊平区美園 2 条 6 丁目 3 番14号、日本調理機株式会社北海道支店支店長、小笠原亨でございます。

資料ナンバー 7 を提出しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑に入ります。質疑ございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして令和7年第1回森町議会4月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和7年第1回森町議会4月会議を終了いたします。

休会 午前10時26分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和7年4月30日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員